

裾野市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1. 目的

本要項は、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めるものである。

2. 募集施設

市内の民間施設等

3. 要件

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 静岡県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民その他の者に開放することができること。
- (3) 市民その他の者の滞在のために、必要かつ適切な空間を確保できること。
- (4) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること。

4. 期間

国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）
※なお、開放できる日及び時間帯は各施設の状況に応じます。

5. 応募方法

- (1) 別紙「裾野市クーリングシェルター応募票」に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、Eメールのいずれかの方法で裾野市環境市民部生活環境課に提出する。

所在地：〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地

担当：裾野市環境市民部生活環境課

電話：055-995-1816

Eメール：kankyou@city.susono.shizuoka.jp

- (2) 市公式ウェブサイトの応募専用フォームから応募する。



6. 募集期間

随時受付

7. その他

- ・ 応募票を受領後、内容の審査を行い、市が適当と認めた場合にクーリングシェルターに指定します。
- ・ クーリングシェルターに指定した施設の情報は、市公式ウェブサイト等を通じて公表します。
- ・ 公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不適当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定できません。
- ・ クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。